

15 財 政

15-1 一般会計決算状況

(1) 歳入

令和6(2024)年度 (単位：千円、%)

区分	決算額	構成比
歳入総額	60,283,879	100.0
市税	19,727,714	32.7
地方譲与税	466,231	0.8
利子割交付金	6,203	0.0
配当割交付金	125,076	0.2
株式等譲渡所得割交付金	178,025	0.3
法人事業税交付金	305,501	0.5
地方消費税交付金	3,071,631	5.1
ゴルフ場利用税交付金	38,552	0.1
環境性能割交付金	61,364	0.1
地方特例交付金	670,671	1.1
地方交付税	6,153,004	10.2
交通安全対策特別交付金	10,158	0.0
分担金及び負担金	255,283	0.4
使用料及び手数料	785,604	1.3
国庫支出金	10,045,958	16.7
県支出金	4,232,541	7.0
財産収入	113,370	0.2
寄附金	802,886	1.4
繰入金	4,294,723	7.1
繰越金	3,134,074	5.2
諸収入	2,535,810	4.2
市債	3,269,500	5.4

資料：財政課

(2) 歳出 (目的別)

令和6(2024)年度 (単位：千円、%)

区分	決算額	構成比
歳出総額	57,225,792	100.0
議会費	330,427	0.6
総務費	7,520,564	13.2
民生費	22,178,208	38.8
衛生費	7,509,952	13.1
労働費	10,562	0.0
農林水産業費	1,686,224	2.9
商工費	2,243,669	3.9
土木費	3,179,488	5.6
消防費	2,140,502	3.7
教育費	6,943,809	12.1
災害復旧費	34,547	0.1
公債費	3,447,840	6.0
諸支出金	0	—
予備費	0	—

資料：財政課

(3) 歳出 (性質別)

令和6(2024)年度 (単位：千円、%)

区分	決算額	構成比
歳出総額	57,225,792	100.0
義務的経費	26,914,217	47.0
人件費	8,186,066	14.3
扶助費	15,280,311	26.7
公債費	3,447,840	6.0
投資的経費	6,510,175	11.4
普通建設事業費	6,474,144	11.3
災害復旧事業費	36,031	0.1
その他の経費	23,801,400	41.6
物件費	9,371,060	16.4
維持補修費	433,942	0.7
補助費等	6,043,517	10.6
積立金	2,974,194	5.2
投資及び出資金	0	—
貸付金	1,100,336	1.9
繰出金	3,878,351	6.8

資料：財政課

15-2 特別会計・企業会計決算状況

(1) 特別会計

令和6(2024)年度 (単位：千円)		
会計名称	歳入決算額	歳出決算額
総額	22,321,608	21,823,267
国民健康保険特別会計	11,395,593	11,258,665
後期高齢者医療特別会計	1,656,861	1,640,520
介護保険特別会計	9,192,146	8,864,115
温泉事業特別会計	66,164	50,708
墓地事業特別会計	10,844	9,259

資料：財政課

(2) 企業会計

令和6(2024)年度 (単位：千円)			
会計名称	区分	収入決算額	支出決算額
水道事業会計	収益の収支	2,819,504	2,542,253
	資本の収支	781,641	1,621,393
下水道事業会計	収益の収支	2,950,624	2,612,020
	資本の収支	760,486	1,615,495

資料：管理課

15-3 市税収入状況

令和6(2024)年度 (単位：千円、%)

項目		調定額	収入済額	徴収率	
総額	総額	20,286,599	19,727,713	97.25	
	現年度	19,768,145	19,608,243	99.19	
	滞納繰越	518,454	119,470	23.04	
市民税	総額	7,760,311	7,581,526	97.70	
	個人	総額	6,347,363	6,182,424	97.40
		現年度	6,187,095	6,137,858	99.20
		滞納繰越	160,268	44,566	27.81
	法人	総額	1,412,948	1,399,102	99.02
		現年度	1,398,940	1,396,523	99.83
滞納繰越		14,008	2,579	18.41	
固定資産税	総額	10,360,860	10,015,016	96.66	
	固定資産税 (交付金を除く)	総額	10,273,143	9,927,299	96.63
		現年度	9,964,213	9,865,023	99.00
		滞納繰越	308,930	62,276	20.16
交付金	87,717	87,717	100.00		
軽自動車税	総額	473,937	460,882	97.25	
	現年度	462,111	457,340	98.97	
	滞納繰越	11,826	3,542	29.95	
たばこ税		1,076,715	1,076,715	100.00	
特別土地 保有税	総額	0	0	0.00	
	現年度	0	0	0.00	
	滞納繰越	0	0	0.00	
入湯税	総額	116,343	114,702	98.59	
	現年度	113,658	112,997	99.42	
	滞納繰越	2,685	1,705	63.50	
都市計画税	総額	498,433	478,872	96.08	
	現年度	477,696	474,070	99.24	
	滞納繰越	20,737	4,802	23.16	

資料：収税課

15-4 財政関係指標

(1) 財政力指数・経常収支比率

(単位：千円、%)

年度	基準財政 需要額	基準財政 収入額	標準財政規模	財政力指数	経常収支 比率
令和元年度	20,794,660	16,793,900	27,390,745	0.810	99.0 (104.6)
2	21,323,708	17,404,563	27,722,005	0.815	94.0 (99.6)
3	21,903,553	16,403,528	28,869,208	0.791	89.5 (97.5)
4	22,855,035	17,164,145	28,311,745	0.772	93.5 (95.8)
5	23,598,287	17,618,412	28,680,472	0.749	94.8 (95.8)
6	23,784,740	18,389,997	28,946,477	0.757	95.8 (96.1)

資料：財政課

【用語の説明】

○基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、標準的な行政活動を合理的水準で行うために必要と想定される経費

○基準財政収入額

普通交付税の算定基礎となるもので、標準的に収入される税収入（譲与税、交付金を含む）の一定割合の

【参考】普通交付税＝基準財政需要額－基準財政収入額

○標準財政規模

一般財源の標準的な大きさを示すもので、基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となる。

標準財政規模＝基準財政収入額＋地方譲与税等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額

○財政力指数

標準的な行政活動を行うために必要な財源をどの程度自力で調達できるかの割合

財政力指数 ＝ 基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額

○経常収支比率

人件費や扶助費、公債費等の経常的な経費に、地方税や地方交付税等の一般財源がどの程度

充てられたのかを見るもので、財政構造の弾力性を判断する指標

経常収支比率 ＝ 経常経費充当一般財源 ÷ 経常一般財源総額 × 100

(2) 健全化判断比率及び資金不足比率（財政健全化法）

(一般会計等)		(単位：%)			
		健全化判断比率			
		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和4年		—	—	3.0	—
5		—	—	3.3	—
6		—	—	3.2	—
早期健全化基準		11.86	16.86	25.0	350.0
財政再生基準		20.00	30.00	35.0	

資料：財政課

- (注) 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字を生じていないため「—」と表記
 2 将来負担比率は将来負担額をそれらに充当できる財源が上回っており比率が算定されないため「—」と表記
 3 早期健全化基準、財政再生基準は令和6(2024)年度のもの

(公営企業会計)		(単位：%)			
		資金不足比率			
		水道事業会計	下水道事業会計	温泉事業特別会計	産業団地造成事業特別会計
令和4年		—	—	—	—
5		—	—	—	—
6		—	—	—	—
経営健全化基準		20	20.0	20.0	—

資料：管理課、ツーリズム推進課、商工振興課

- (注) 1 資金不足比率は資金不足を生じていないため「—」と表記
 2 経営健全化基準は令和5(2023)年度のもの
 3 産業団地造成事業特別会計について、令和6(2024)年度から条例により廃止

【用語の説明】

- 実質赤字比率
一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示し、一般会計等における赤字発生の有無と財政悪化の程度を把握する指標
- 連結実質赤字比率
一般会計等に公営事業会計を加えた全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示し、地方公共団体全体の財政における赤字発生の有無と財政悪化の程度を把握する指標
- 実質公債費比率
一般会計等が支払う地方債等の元利償還金に下水道事業などの公営企業が支払う元利償還金に対する繰出金や一部事務組合等が支払う元利償還金に対する負担金を加えた金額の標準財政規模に対する割合を示し、公債費（借入金の返済）による財政負担の程度を把握する指標
- 将来負担比率
出資法人等を含めた一般会計等の実質的負債(将来負担すべき負債額から当該負債額の償還に充てられる財源を控除した額)の標準財政規模に対する割合を示し、地方公共団体の将来的な負担の程度を把握する指標
- 資金不足比率
各公営企業会計の資金不足額の事業の規模に対する割合を示し、公営企業の経営状態の悪化の程度を把握する指標
- 早期健全化基準
財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準として定められた数値。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められ、4つの健全化判断比率のうち一つでもこの基準を超えた場合、「財政健全化計画」を策定して自主的な改善努力による財政の健全化に取り組まなければならない。
- 財政再生基準
財政状況が著しく悪化した状況において、計画的に財政の健全化を図るべき基準として定められた数値。実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて定められ、3つの健全化判断比率のうち一つでもこの基準を超えた場合、「財政再生計画」を策定して国等の関与による財政再生を行わなければならない。
- 経営健全化基準
自主的かつ計画的に公営企業の健全化を図るべき基準として資金不足比率について定められた数値。この基準を超えた場合、「経営健全化計画」を策定して早期に経営健全化に向けた取り組みを行わなければならない。